

平成 30 年 T A C 留保枠配分プロセスの見直しについて（案）

平成 30 年 2 月
水 産 庁

1 . 基本的な考え方

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）の中で規定された留保枠の配分について、資源の来遊状況に応じて迅速に配分手続を行うため現行手続を見直す。

2 . 基本計画

【現行】

基本計画の第 3 で定められた資源ごとの漁獲可能量の範囲で設定された留保枠の配分は、基本計画の変更案についてパブリックコメントを実施するとともに、資源管理分科会における諮問を経て実施。

【改正（基本計画改正案は別紙 1 ）】

留保枠の配分は、あらかじめ基本計画の第 3、第 4 及び第 6 に留保枠の配分を行う場合の記載を設けるとともに、資源管理分科会における配分案の審議を経て実施。

3 . 都道府県計画

【現行】

基本計画変更後、農林水産大臣から都道府県知事に対して、変更の通知及び都道府県計画変更指令書を発出。これを受け、都道府県知事は、都道府県計画を変更。

【改正（通知案は別紙 2 ）】

農林水産大臣から都道府県知事に対して、留保枠の配分数量を通知。都道府県知事は、海洋生物の保護及び管理に関する法律第 4 条第 8 項に基づき都道府県計画を変更。

4 . 備考

平成 31 年 T A C 以降も適用。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表 (該当部分のみ抜粋)

改 正 案				現 行			
第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項				第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項			
4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。 ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。				4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。 ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。			
(単位：トン)				(単位：トン)			
	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量		第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
3	まあじ	平成30年1月～12月	217,200	3	まあじ	平成30年1月～12月	217,200
4	まいわし	平成30年1月～12月	800,000	4	まいわし	平成30年1月～12月	800,000
<u>(注3) 上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量(以下「留保枠」という。)については、資源の来遊状況等に応じて農林水産大臣が配分するものとする。</u> <u>・まあじ：43,400トン</u> <u>・まいわし：160,000トン</u>				<u>(新規)</u>			
第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項				第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項			
2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。				2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。			
(単位：トン)				(単位：トン)			
	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量		第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
3	まあじ	大中型まき網漁業	73,000	3	まあじ	大中型まき網漁業	73,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	302,000	4	まいわし	大中型まき網漁業	302,000
<u>(注2) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、指定漁業等の種類別に定める数量は、上記の表に掲げ</u>				<u>(新規)</u>			

る数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。ただし、さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、第3の4の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成26年～28年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(2) まあじ

(単位：トン)

都道府県名	数量
島根県	33,000
山口県	4,000
愛媛県	3,000
長崎県	23,000
鹿児島県	4,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(注) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別の数量に追加が必要と認

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。ただし、さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、第3の4の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成26年～28年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) まあじ

(単位：トン)

都道府県名	数量
島根県	33,000
山口県	4,000
愛媛県	3,000
長崎県	23,000
鹿児島県	4,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(新規)

められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(3) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数量
千葉県	13,000
石川県	18,000
愛知県	25,000
三重県	76,000
島根県	29,000
長崎県	11,000
宮崎県	37,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、京都府、大阪府、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県及び鹿児島県については、若干とする。

(注) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別の数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(2) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数量
千葉県	13,000
石川県	18,000
愛知県	25,000
三重県	76,000
島根県	29,000
長崎県	11,000
宮崎県	37,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、京都府、大阪府、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県及び鹿児島県については、若干とする。

(新規)

(別添2)

農林水産省指令 水管第 号

(知事名)

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画においては、第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項のうち、まあじ及びまいわしについて、留保枠を設けているところです。

今般、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を、別紙のとおり定めたので通知します。

このことに伴い、貴都道府県計画を速やかに変更願います。

(日付)

(農林水産大臣名)

備考：別紙には、農林水産大臣が定める数量と併せ、参考として、基本計画第6の2の表に定める数量に、農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量、留保枠の残枠を記載

農林水産省指令 水管第 号

(団体長名)

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画においては、第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項のうち、まあじ及びまいわしについて、留保枠を設けているところです。

今般、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を、別紙のとおり定めたので通知します。

(日付)

(農林水産大臣名)

備考：別紙には、農林水産大臣が定める数量と併せ、参考として、基本計画第4の2の表に定める数量に、農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量、留保枠の残枠を記載